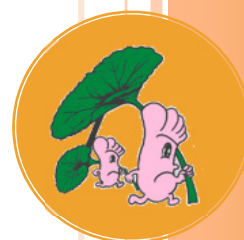


第1章 足寄町都市計画 マスタープランについて

- 1 足寄町都市計画マスタープランの位置づけと背景
 - 1-1 足寄町都市計画マスタープランとは
 - 1-2 計画の位置付け
 - 1-3 見直しの背景
- 2 計画の目標年次と構成
 - 2-1 計画の目標年次
 - 2-2 計画の構成
 - 2-3 計画の策定体制
 - 2-4 見直しのポイント





第1章 足寄町都市計画マスタープランについて

1. 足寄町都市計画マスタープランの位置づけと背景

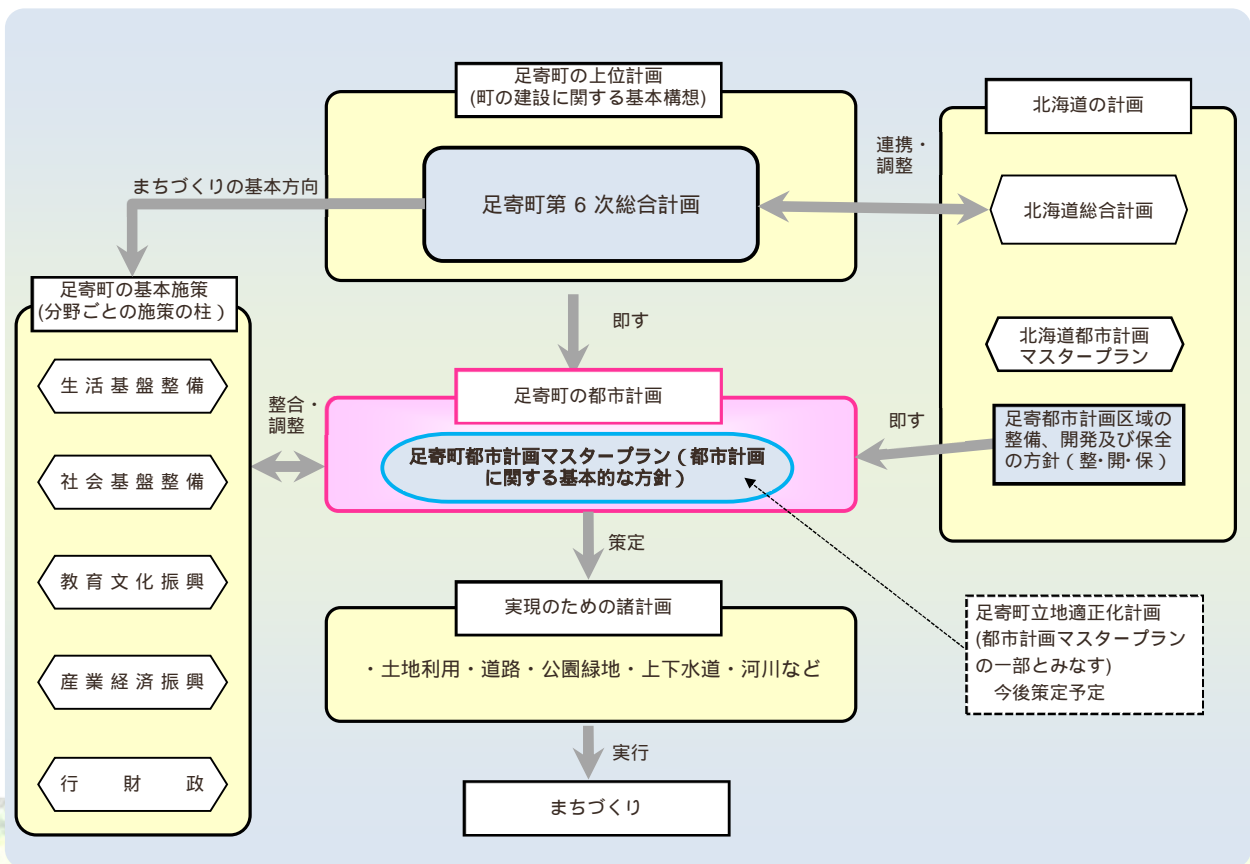
1-1. 足寄町都市計画マスタープランとは

足寄町都市計画マスタープラン（以下本計画）とは、都市計画法第18条の2に定める『市町村の都市計画に関する基本的な方針』であり、都市の長期的なまちづくりの方針を総合的・体系的に示すものです。

本計画は、これからのまちづくりの方針として、土地利用をはじめ、道路、公園、下水道などの都市施設、街なみ景観といった都市を構成する様々な要素に関して、足寄町（以下本町）が目指すべき取り組みの方向性を明確にし、実現していくことを目的として策定するものです。

1-2. 計画の位置づけ

本計画は、北海道の各種計画や足寄町第6次総合計画などの上位計画を踏まえ、これから進める各種の都市計画、まちづくりの方向性を定めるものとして位置づけます。また、今後の都市計画の決定・変更は、本計画に即して実施されます。



1 - 3 . 見直しの背景

足寄町では 2010 年度(平成 22 年度)に足寄都市計画基本計画の見直しを行い、概ね 20 年後の都市計画の基本方針について定めましたが、それから 10 年近く経過し、足寄町を取り巻く社会情勢等は大きく変化しております。

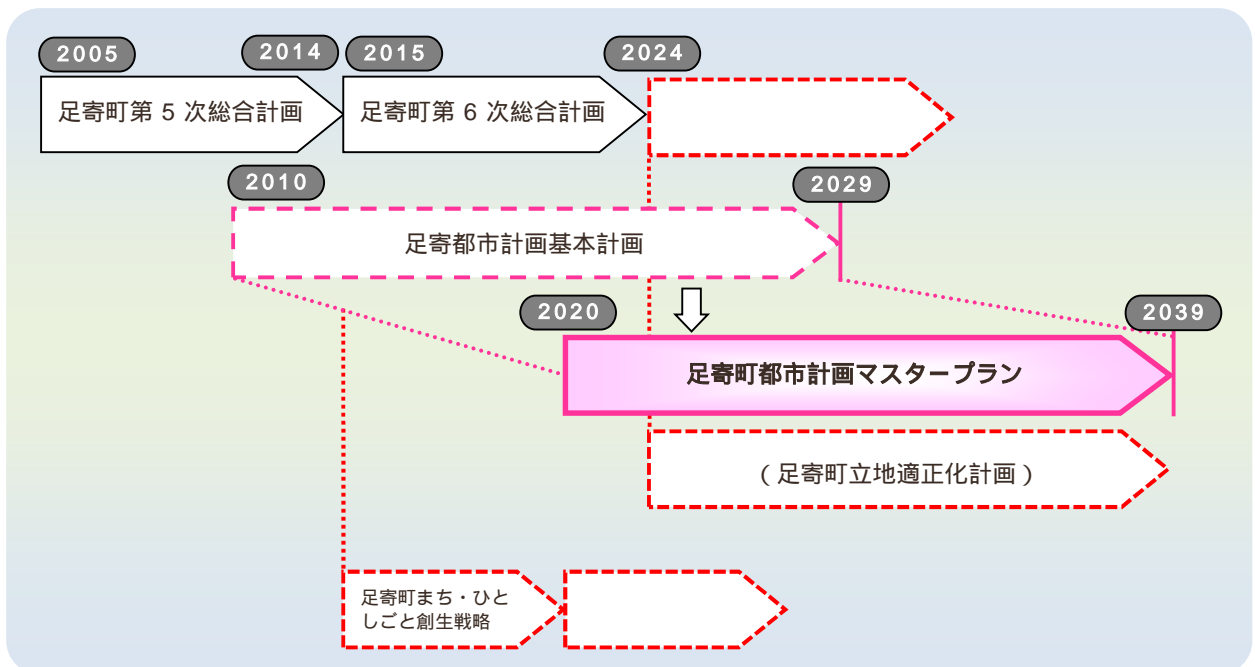
この間には「第 6 次総合計画」や「足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの計画が策定され、本計画もこれからのまちづくりに対応した計画変更を行う必要が生じております。

また、「都市計画マスタープラン」の上位計画である「都市計画区域の整備・開発及び保全の方針(以下「区域マス」という。))は、北海道において 2020 年度(令和 2 年度)に見直しを行う予定であることから、足寄都市計画基本計画の見直しも「区域マス」と整合を図るべく、2020 年度に変更を行います。

2 . 計画の目標年次と構成

2 - 1 . 計画の目標年次

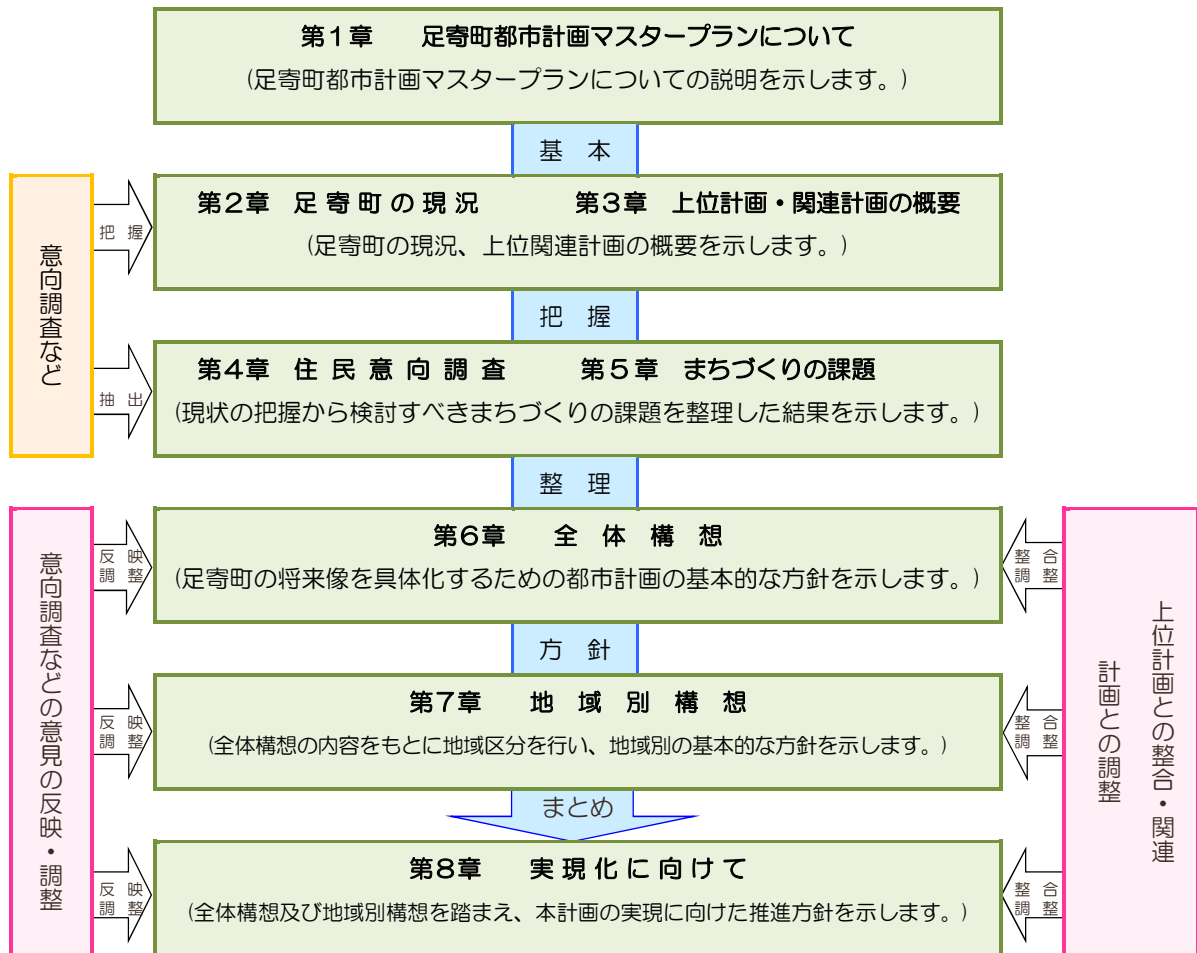
本計画は長期の都市づくりのビジョンであることから、概ね 20 年先を目標とすることとし、2039 年を目標年次に定めます。ただし、今回の見直しと同様、計画内容と現状に隔たりが見られたり、上位計画などの見直しがある場合は適宜修正や見直しを行います。





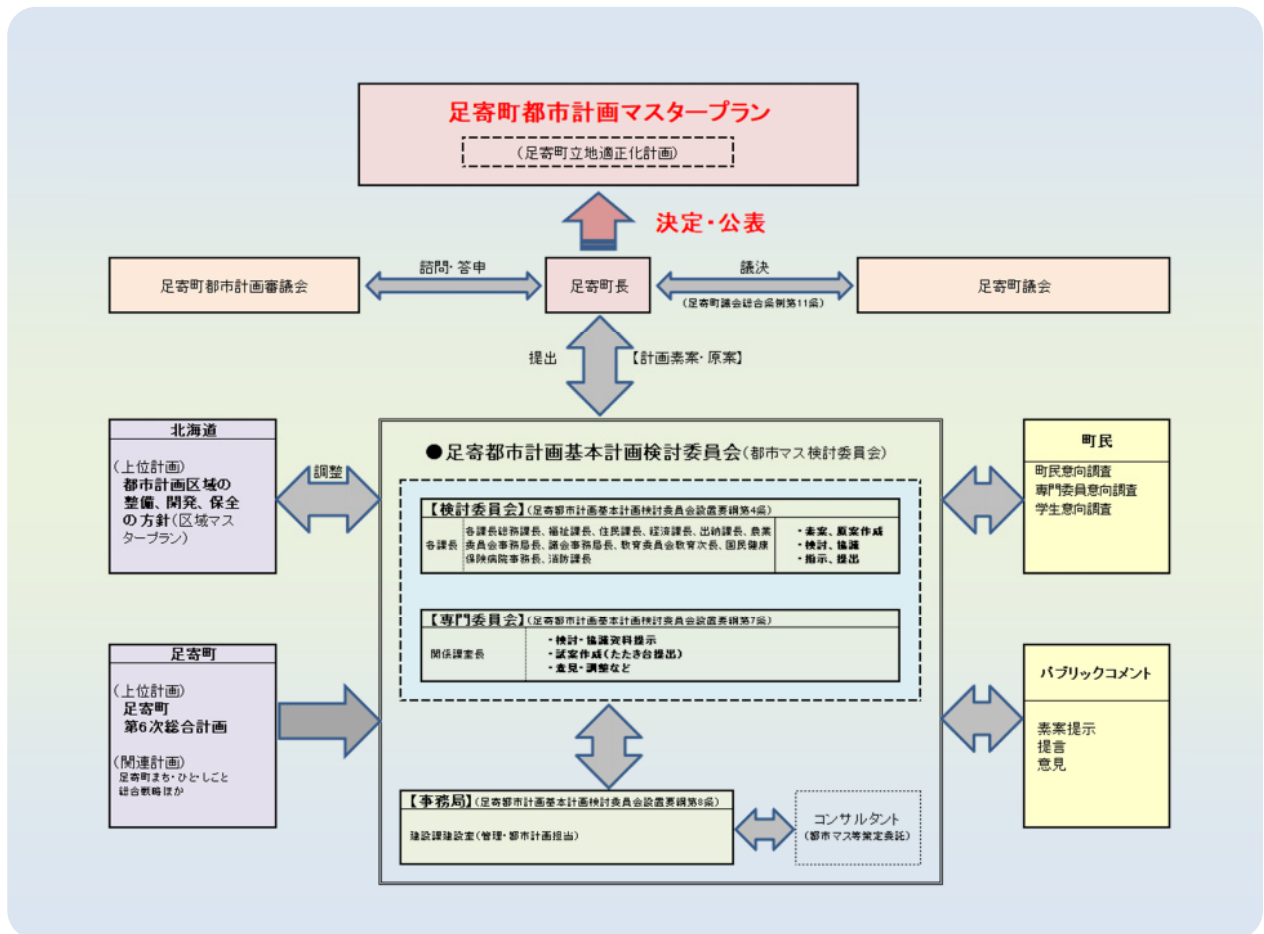
2-2. 計画の構成

本計画は、都市計画区域全体としての方向性を示す「全体構想」と、地域別に個々の特性に応じた方向性を示す「地域別構想」を中心に構成されます。



2-3. 計画の策定体制

本計画は、多様な市民の意見を反映させるとともに、行政内における関係各課の意見調整が図られるよう、次のような体制で策定します。



2-4. 見直しのポイント

① 足寄町の上位計画・関連計画との整合

足寄都市計画基本計画策定（2010年度）以降、2015年度に第6次総合計画が策定され、今後10年間のまちづくり方針が示されました。

さらに、同年度には足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略、2016年度には公共施設等総合管理計画が策定され、2017年度には地域防災計画、水防計画等の見直しが行われました。

本見直し作業においても、これら上位・関連計画との整合を図りながら、実効性のある計画としていきます。



②国の上位計画・関連計画との整合

足寄都市計画基本計画策定から10年近くが経過し、人口減少や環境への関心、防災意識の高まり、財政的制約の顕在化や住民意識の向上など、足寄町を取り巻く社会情勢等は大きく変化しております。

一方、国においては2012年12月に都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）が施行され、目指すべきまちづくりの方向性として「コンパクトなまちづくり」が位置付けられ、2014年8月に施行された改正都市再生特別措置法により、「コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくり」を目指す「立地適正化計画」が位置付けられました。

本見直し作業においても、これらを踏まえて、足寄町の特性を活かした「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」への対応を行います。

③将来の人口規模や市街地動向及び大規模災害に対する都市計画としての対応

人口減少等の社会趨勢の変化に対応し、これからも「住みやすい町」と感じることができる施策・方針を定めることのほか、大規模災害へどのように対応するのかの施策・方針づくりが必要になります。

さらに、これからのまちづくりを考えた時に、都市計画決定後、長期に渡り未着手となっている都市計画道路など、市街地の実態や今後のまちづくりと乖離しているなどの問題が生じております。

本見直し作業においても、今後のまちづくりと乖離している箇所を明確にし、都市計画の見直しに反映する検討を行います。

④居住者視点・若者視点のまちづくり意向把握による新たなまちづくり方針の検証

本見直し作業における、これからのまちづくり方針の策定において、アンケート調査などにより、居住者ニーズと著しく乖離していないか等の検証を行うとともに、本計画に反映できる施策の整理を行います。



